

## ○新潟大学組織の長等に関する規則

(平成16年4月1日規則第5号)

### 改正

平成17年3月15日規則第4号	平成18年3月31日規則第6号	平成19年3月30日規則第6号
平成19年10月26日規則第14号	平成19年12月14日規則第17号	平成20年2月15日規則第1号
平成20年3月31日規則第2号	平成21年3月31日規則第1号	平成21年6月12日規則第6号
平成21年9月30日規則第7号	平成22年3月31日規則第1号	平成22年9月30日規則第14号
平成23年3月30日規則第2号	平成25年10月31日規則第9号	平成26年3月31日規則第4号
平成27年3月31日規則第2号	平成28年3月9日規則第2号	平成29年1月5日規則第1号
平成29年3月14日規則第9号	平成29年9月26日規則第16号	平成30年5月30日規則第13号
平成30年9月27日規則第16号	平成31年3月19日規則第1号	令和元年9月30日規則第23号
令和元年12月24日規則第26号	令和2年3月27日規則第15号	令和3年3月22日規則第1号

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 教育研究院(第3条―第5条)
  - 第3章 学部(第6条―第8条)
  - 第3章の2 附属学校園(第9条)
  - 第4章 研究科(第10条―第12条)
  - 第5章 医歯学総合病院(第13条・第14条)
  - 第6章 附置研究所(第15条―第19条)
  - 第6章の2 全学共同教育研究組織(第19条の2―第19条の5)
  - 第7章 機構(第20条―第32条)
  - 第8章 本部(第33条―第42条)
  - 第8章の2 附属学校部(第42条の2・第42条の3)
  - 第9章 補則(第43条)
  - 第10章 規程等への委任(第44条)
- 附則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第31条及び第32条並びに新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第13条の規定に基づき、新潟大学(以下「本学」という。)に置く組織の長及びその職務を補佐する者(以下「組織の長等」という。)の資格、職務、選考、任命、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織の長等の範囲及び任期)

第2条 この規則において、組織の長等とは別表に掲げる者をいい、その任期は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

## 第2章 教育研究院

(学系長)

第3条 学系長は、その学系の教授をもって充てる。

- 2 学系長は、学系を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。
- 3 学系長候補者の選考は、その学系の学系教授会議において行う。
- 4 学系教授会議は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。
- 5 学長は、前項の学系教授会議の意見を聴き、学系長を決定し、任命する。

(副学系長)

第4条 学系に副学系長を置き、その学系の教授をもって充てる。

- 2 副学系長は、学系長を補佐し、学系長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副学系長候補者は、学系長が学長に推薦するものとする。
- 4 学長は、前項の推薦を経て、副学系長を決定し、任命する。
- 5 副学系長の人数等については、別に定める。

(系列長)

第5条 系列長は、その系列の教授をもって充てる。

- 2 系列長は、系列を代表し、その運営に当たる。
- 3 系列長候補者の選考は、その系列の系列教員会議において行う。
- 4 学系長は、前項の選考結果に関する系列教員会議の意見を聴き、学長に推薦するものとする。
- 5 学長は、前項の推薦を経て、系列長を決定し、任命する。

## 第3章 学部

(学部長)

第6条 学部長は、その学部の教授会の構成員である教授をもって充てる。

- 2 学部長は、学部を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

- 3 学部長候補者の選考は、その学部の教授会において行う。
- 4 教授会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。
- 5 学長は、前項の教授会の意見を聴き、学部長を決定し、任命する。

(副学部長)

第7条 学部に副学部長1人を置き、その学部の教授会の構成員である教授をもって充てる。ただし、副学部長の数にあつては、学部の事情により複数人置くことができるものとする。

- 2 副学部長は、学部長を補佐し、学部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副学部長候補者は、学部長が学長に推薦するものとする。
- 4 学長は、前項の推薦を経て、副学部長を決定し、任命する。

(学部附属の教育研究施設の長)

第8条 学部附属の教育研究施設の長(以下「学部附属施設長」という。)は、その学部の教授会の構成員である教授又は准教授をもって充てる。

- 2 学部附属施設長は、その学部附属施設の業務を掌理する。
- 3 学部附属施設長候補者の選考は、その学部の教授会において行う。
- 4 教授会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。
- 5 学長は、前項の教授会の意見を聴き、学部附属施設長を決定し、任命する。

### 第3章の2 附属学校園

(附属学校の長)

第9条 附属学校の長(以下「附属学校園長」という。)は、校長又は園長をもって充てる。

- 2 附属学校園長は、その附属学校園を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。
- 3 附属学校園長候補者の選考は、附属学校部運営会議附属学校部人事委員会(以下「人事委員会」という。)において行う。
- 4 附属学校園長候補者は、人事委員会の委員長が学長に推薦するものとする。
- 5 学長は、前項の推薦を経て、附属学校園長を決定し、任命する。

### 第4章 研究科

(研究科長)

第10条 研究科長は、その研究科の教授会の構成員である教授をもって充てる。

- 2 研究科長は、研究科を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。
- 3 研究科長候補者の選考は、その研究科の教授会において行う。
- 4 教授会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。

- 5 学長は、前項の教授会の意見を聴き、研究科長を決定し、任命する。
- 6 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、学部を基礎とする研究科にあっては、その研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。ただし、基礎となる学部の学部長がその研究科の教授でない場合においては、その研究科の研究科委員会の構成員である教授をもって充てることができるものとし、その研究科の研究科委員会において研究科長候補者の選考を行う。

(副研究科長)

第11条 研究科(学部を基礎とする研究科を除く。)に副研究科長1人を置き、その研究科の教授会の構成員である教授をもって充てる。ただし、副研究科長の数にあっては、研究科の事情により複数人置くことができるものとする。

- 2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副研究科長候補者は、研究科長が学長に推薦するものとする。
- 4 学長は、前項の推薦を経て、副研究科長を決定し、任命する。

(研究科附属の教育研究施設の長)

第12条 研究科附属の教育研究施設の長(以下「研究科附属施設長」という。)は、その研究科の教授会の構成員である教授をもって充てる。

- 2 研究科附属施設長は、その附属施設の業務を掌理する。
- 3 研究科附属施設長候補者の選考は、その研究科の教授会において行う。
- 4 教授会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。
- 5 学長は、前項の教授会の意見を聴き、研究科附属施設長を決定し、任命する。

## 第5章 医歯学総合病院

(医歯学総合病院長)

第13条 医歯学総合病院長は、医歯学総合病院(以下「病院」という。)の教授をもって充てる。

- 2 病院長は、病院を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。
- 3 病院長候補者の選考は、医歯学総合病院長候補者選考委員会において行う。
- 4 医歯学総合病院長候補者選考委員会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。
- 5 学長は、前項の医歯学総合病院長候補者選考委員会の意見を聴き、病院長を決定し、任命する。
- 6 学長は、病院長が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の執行が適当でないため病院の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(4) その他病院長たるに適しないと認めるとき。

7 病院長の解任に関し必要な事項は、別に定める。

(副病院長)

第 14 条 病院に副病院長複数人を置き、医学部教授会又は歯学部教授会の構成員である教授をもって充てる。ただし、病院長が必要と認めるときは、病院の診療活動等に従事する者をもって充てることができる。

2 副病院長は、病院長を補佐し、病院長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 副病院長候補者は、病院長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、副病院長を決定し、任命する。

## 第 6 章 附置研究所

(脳研究所長)

第 15 条 脳研究所長は、脳研究所の教授をもって充てる。

2 脳研究所長は、脳研究所を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

3 脳研究所長候補者の選考は、脳研究所教授会において行う。

4 脳研究所教授会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。

5 学長は、前項の教授会の意見を聴き、脳研究所長を決定し、任命する。

(脳研究所副所長)

第 16 条 脳研究所に副所長を置き、脳研究所の教授をもって充てる。

2 脳研究所副所長は、脳研究所長を補佐し、脳研究所長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 脳研究所副所長候補者は、脳研究所長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、脳研究所副所長を決定し、任命する。

(脳研究所附属の研究施設の長)

第 17 条 脳研究所附属の研究施設の長(以下「脳研究所附属施設長」という。)は、脳研究所の教授をもって充てる。

2 脳研究所附属施設長は、それぞれその附属施設の業務を掌理する。

3 脳研究所附属施設長候補者の選考は、脳研究所教授会において行う。

4 脳研究所教授会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。

5 学長は、前項の教授会の意見を聴き、脳研究所附属施設長を決定し、任命する。

(災害・復興科学研究所長)

第 18 条 災害・復興科学研究所長は、災害・復興科学研究所教授会の構成員である教授をもって充てる。

2 災害・復興科学研究所長は、災害・復興科学研究所を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

3 災害・復興科学研究所長候補者の選考は、災害・復興科学研究所教授会において行う。

4 災害・復興科学研究所教授会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。

5 学長は、前項の教授会の意見を聴き、災害・復興科学研究所長を決定し、任命する。

(災害・復興科学研究所副所長)

第 19 条 災害・復興科学研究所に副所長を置き、災害・復興科学研究所教授会の構成員である教授をもって充てる。

2 災害・復興科学研究所副所長は、災害・復興科学研究所長を補佐し、災害・復興科学研究所長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害・復興科学研究所副所長候補者は、災害・復興科学研究所長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、災害・復興科学研究所副所長を決定し、任命する。

## 第 6 章の 2 全学共同教育研究組織

(環東アジア研究センター長)

第 19 条の 2 環東アジア研究センター長は、学長が指名する本学の教授をもって充てる。

2 環東アジア研究センター長は、環東アジア研究センターを代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

(佐渡自然共生科学センター長)

第 19 条の 3 佐渡自然共生科学センター長は、佐渡自然共生科学センターの教授をもって充てる。

2 佐渡自然共生科学センター長は、佐渡自然共生科学センターを代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

3 佐渡自然共生科学センター長候補者の選考は、佐渡自然共生科学センター運営委員会において行う。

4 佐渡自然共生科学センター運営委員会は、前項の選考結果に基づき、学長に対し意見を述べるものとする。

5 学長は、前項の佐渡自然共生科学センター運営委員会の意見を聴き、佐渡自然共生科学センター長を決定し、任命する。

(日本酒学センター長)

第 19 条の 4 日本酒学センター長は、学長が指名する本学の教授をもって充てる。

2 日本酒学センター長は、日本酒学センターを代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

(教育研究評議会への報告)

第 19 条の 5 学長は、この章の規定により、本学の教授を組織の長に任命するときは、あらかじめ役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

## 第 7 章 機構

(教育・学生支援機構長)

第 20 条 教育・学生支援機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 教育・学生支援機構長は、教育・学生支援機構を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

(教育・学生支援機構副機構長)

第 21 条 教育・学生支援機構に副機構長複数人を置き、本学の教授をもって充てる。

2 教育・学生支援機構副機構長は、教育・学生支援機構長を補佐し、教育・学生支援機構長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 教育・学生支援機構副機構長候補者は、教育・学生支援機構長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、教育・学生支援機構副機構長を決定し、任命する。

(教育・学生支援機構に設置される組織の長)

第 22 条 教育プログラム支援センター、キャンパスライフ支援センター、教職支援センター、留学センター及びコモンリテラシーセンター(以下「教育プログラム支援センター等」という。)に置くそれぞれの長(以下「教育プログラム支援センター長等」という。)は、理事又は本学の教授をもって充てる。

2 教育プログラム支援センター長等は、それぞれ教育プログラム支援センター等の業務を掌理する。

3 教育プログラム支援センター長等候補者は、教育・学生支援機構長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、教育プログラム支援センター長等を決定し、任命する。

(研究推進機構長)

第 23 条 研究推進機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 研究推進機構長は、研究推進機構を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

(研究推進機構副機構長)

第 24 条 研究推進機構に副機構長複数人を置き、本学の教授をもって充てる。

2 研究推進機構副機構長は、研究推進機構長を補佐し、研究推進機構長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 研究推進機構副機構長候補者は、研究推進機構長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、研究推進機構副機構長を決定し、任命する。

(研究推進機構に設置される組織の長)

第 25 条 共用設備基盤センター及び超域学院(以下「共用設備基盤センター等」という。)に置くそれぞれの長(以下「共用設備基盤センター長等」という。)は、理事又は本学の教授その他の職員をもって充てる。

2 共用設備基盤センター長等は、それぞれ共用設備基盤センター等の業務を掌理する。

3 共用設備基盤センター長等候補者は、研究推進機構長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、共用設備基盤センター長等を決定し、任命する。

(地域創生推進機構長)

第 26 条 地域創生推進機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 地域創生推進機構長は、地域創生推進機構を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

(地域創生推進機構副機構長)

第 27 条 地域創生推進機構に副機構長複数人を置き、本学の教授その他の職員をもって充てる。

2 地域創生推進機構副機構長は、地域創生推進機構長を補佐し、地域創生推進機構長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 地域創生推進機構副機構長候補者は、地域創生推進機構長が学長に推薦するものとする。

4 学長は、前項の推薦を経て、地域創生推進機構副機構長を決定し、任命する。

第 28 条 削除

(学術情報基盤機構長)

第 29 条 学術情報基盤機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 学術情報基盤機構長は、学術情報基盤機構を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

(学術情報基盤機構副機構長)



第 30 条 学術情報基盤機構に副機構長複数人を置き，本学の教授をもって充てる。

2 学術情報基盤機構副機構長は，学術情報基盤機構長を補佐し，学術情報基盤機構長に事故があるときは，その職務を代理する。

3 学術情報基盤機構副機構長候補者は，学術情報基盤機構長が学長に推薦するものとする。

4 学長は，前項の推薦を経て，学術情報基盤機構副機構長を決定し，任命する。  
(学術情報基盤機構に設置される組織の長)

第 31 条 附属図書館，情報基盤センター及び旭町学術資料展示館(以下「附属図書館等」という。)に置くそれぞれの長(以下「附属図書館長等」という。)は，理事又は本学の教授をもって充てる。

2 附属図書館長等は，それぞれ附属図書館等の業務を掌理する。

3 附属図書館長候補者の選考は，学術情報基盤機構附属図書館委員会において行う。

4 附属図書館長は，前項により選考した附属図書館長候補者を学術情報基盤機構長に報告するものとする。

5 学術情報基盤機構長は，その報告に基づき，附属図書館長候補者について，学長に対し意見を述べるものとする。

6 学長は，前項の意見を聴き，附属図書館長を決定し，任命する。

7 情報基盤センター長候補者の選考は，学術情報基盤機構情報基盤センター運営委員会において行う。

8 情報基盤センター長は，前項により選考した情報基盤センター長候補者を学術情報基盤機構長に報告するものとする。

9 学術情報基盤機構長は，その報告に基づき，情報基盤センター長候補者について，学長に対し意見を述べるものとする。

10 学長は，前項の意見を聴き，情報基盤センター長を決定し，任命する。

11 旭町学術資料展示館長候補者は，学術情報基盤機構長が学長に推薦するものとする。

12 学長は，前項の推薦を経て，旭町学術資料展示館長を決定し，任命する。

13 附属図書館に副館長を置き，本学の教授をもって充てる。

14 附属図書館副館長は，附属図書館長を補佐し，附属図書館長に事故があるときは，その職務を代理する。

15 附属図書館副館長候補者は，附属図書館長が学術情報基盤機構長に推薦し，その推薦を経て，学術情報基盤機構長が学長に推薦するものとする。

16 学長は，前項の推薦を経て，附属図書館副館長を決定し，任命する。

17 旭町分館に置く長(以下「旭町分館長」という。)は、附属図書館副館長をもって充てる。

18 旭町分館長は、旭町分館の業務を掌理する。

(教育研究評議会への報告)

第32条 学長は、この章の規定により、本学の教授その他の職員を組織の長に任命するときは、あらかじめ役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

## 第8章 本部

(経営戦略本部長)

第33条 経営戦略本部長は、学長をもって充てる。

2 経営戦略本部長は、経営戦略本部の業務を統括する。

第34条 削除

(経営戦略本部に設置される組織の長)

第35条 学長室長は、学長をもって充てる。

2 学長室長は、学長室の業務を掌理する。

3 IR推進室、評価センター、広報センター、ダイバーシティ推進室及び教育戦略統括室(以下「IR推進室等」という。)に置くそれぞれの長(以下「IR推進室長等」という。)は、理事又は本学の教授をもって充てる。

4 IR推進室長等は、それぞれIR推進室等の業務を掌理する。

5 IR推進室長等は、学長が決定し、任命する。

(国際連携推進本部長)

第35条の2 国際連携推進本部長は、学長をもって充てる。

2 国際連携推進本部長は、国際連携推進本部の業務を統括する。

(国際連携推進本部副本部長)

第35条の3 国際連携推進本部に副本部長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 国際連携推進本部副本部長は、国際連携推進本部長を補佐し、国際連携推進本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(国際連携推進本部に設置される組織の長)

第35条の4 環東アジア地域教育研究ネットワーク長は、本学の教授をもって充てる。

2 環東アジア地域教育研究ネットワーク長は、環東アジア地域教育研究ネットワークの業務を掌理する。

3 環東アジア地域教育研究ネットワーク長は、学長が決定し、任命する。

(危機管理本部長)

第36条 危機管理本部長は、学長をもって充てる。

2 危機管理本部長は、危機管理本部の業務を統括する。

(危機管理本部副本部長)

第 37 条 危機管理本部に副本部長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 危機管理本部副本部長は、危機管理本部長を補佐し、危機管理本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(危機管理本部に設置される組織の長)

第 38 条 危機管理室長は、理事をもって充てる。

2 危機管理室長は、危機管理室の業務を掌理する。

3 危機管理室長は、学長が決定し、任命する。

(保健管理・環境安全本部長)

第 39 条 保健管理・環境安全本部長は、学長をもって充てる。

2 保健管理・環境安全本部長は、保健管理・環境安全本部の業務を統括する。

(保健管理・環境安全本部副本部長)

第 40 条 保健管理・環境安全本部に副本部長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 保健管理・環境安全本部副本部長は、保健管理・環境安全本部長を補佐し、保健管理・環境安全本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(保健管理・環境安全本部に設置する組織の長)

第 41 条 保健管理センター所長及び環境安全推進室長は、本学の教授をもって充てる。

2 保健管理センター所長及び環境安全推進室長は、それぞれ保健管理センター及び環境安全推進室の業務を掌理する。

3 保健管理センター所長及び環境安全推進室長は、学長が決定し、任命する。

(教育研究評議会への報告)

第 42 条 学長は、この章の規定により、本学の教授を組織の長に任命するときは、あらかじめ役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

## 第 8 章の 2 附属学校部

(附属学校部長)

第 42 条の 2 附属学校部長は、学長が指名する理事又は本学の教授をもって充てる。

2 附属学校部長は、附属学校部を代表し、意思決定の最終責任者として、その運営に当たる。

(附属学校園統括長)

第 42 条の 3 附属学校部に附属学校園統括長 2 人を置き、教職課程を置く学部又は教職課程を置く大学院の研究科の教授会(学部を基礎とする研究科は、研究科委員会)の構成員である教授をもって充てる。

2 附属学校園統括長は、附属学校部長を補佐し、附属学校部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 附属学校園統括長候補者の選考は、人事委員会において行う。

4 附属学校園統括長候補者は、人事委員会の委員長が学長に推薦するものとする。

5 学長は、前項の推薦を経て、附属学校園統括長を決定し、任命する。

## 第 9 章 補則

(その他の組織)

第 43 条 学則第 18 条の規定に基づき、学長が定めるところにより置く組織の長の資格、職務、選考、任命、任期等に関し必要な事項は、当該組織の規程等において定めるものとする。

## 第 10 章 規程等への委任

第 44 条 この規則に定めるもののほか、組織の長等の選考等に関し必要な事項及びこの規則を実施するため必要な手続等については、学長及び当該組織の長が規程等で定める。

## 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 17 年 3 月 15 日規則第 4 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 6 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 6 号)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初に指名される保健管理センター所長は、改正後の第 22 条第 3 項の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日において現に保健管理センター所長である者とし、その任期は平成 20 年 3 月 31 日までとする。

## 附 則(平成 19 年 10 月 26 日規則第 14 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 14 日規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 14 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 15 日規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 2 月 15 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 2 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 12 日規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 12 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日規則第 7 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 14 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される附属図書館長、情報基盤センター長、旭町学術資料展示館長及び附属図書館副館長(以下「附属図書館長等」という。)は、改正後の第 31 条第 3 項から第 10 項まで及び第 13 項から第 15 項までの規定にかかわらず、この規則の施行日の前日において現に附属図書館長等である者とし、その任期は附属図書館長及び附属図書館副館長については平成 24 年 10 月 31 日まで、情報基盤センター長及び旭町学術資料展示館長については平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則の施行日において、学長が任命する組織の長等については、改正後の第 32 条及び第 42 条の規定は、適用しない。

- 4 改正後の第 24 条第 1 項及び第 27 条第 1 項に規定する副機構長には、当分の間、学長が特に必要と認めた場合は、特任教授の名称を付与された特任教員をもって充てることができる。

附 則(平成 25 年 10 月 31 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 11 月 7 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に教育学部附属新潟小学校長である者の任期については、第 2 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとすることができる。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 5 日規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日規則第 9 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日規則第 16 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 30 日規則第 13 号)

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日規則第 1 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日規則第 23 号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月24日規則第26号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第15号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日において現に経済学部長である者の任期については、別表の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則(令和3年3月22日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

組織	組織の長等	任期	再任	任期の取扱い
教育研究院	学系長	3年	再任可	引き続き6年を超えることができない。
	副学系長	—	—	学系長の任期の範囲内
	系列長	3年	再任可	
学部	学部長	2年		当該学部において定める。
	副学部長	—	—	学部長の任期の範囲内
	学部附属の教育研究施設の長	2年	再任可	
附属学校園	附属学校園長	—	—	
研究科	研究科長	2年		当該研究科において定める。
	副研究科長	—	—	研究科長の任期の範囲内
	研究科附属の教育研究施設の長	2年	再任可	
医歯学総合病院	病院長	3年	再任可	
	副病院長	—	—	病院長の任期の範囲内
脳研究所	所長	2年	再任可	
	副所長	—	—	所長の任期の範囲内
	脳研究所附属の研究施設	2	再任	

	の長	年	可	
災害・復興科学研究所	所長	2年	再任可	
	副所長	—	—	所長の任期の範囲内
環東アジア研究センター	センター長	2年	再任可	
佐渡自然共生科学センター	センター長	2年	再任可	
日本酒学センター	センター長	2年	再任可	
教育・学生支援機構	機構長	—	—	学長の任期の範囲内
	副機構長	—	—	機構長の任期の範囲内
	教育プログラム支援センター長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
	キャンパスライフ支援センター長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
	教職支援センター長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
	留学センター長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
	コモンリテラシーセンター長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
研究推進機構	機構長	—	—	学長の任期の範囲内
	副機構長	—	—	機構長の任期の範囲内
	共用設備基盤センター長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
	超域学術院長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
地域創生推進機構	機構長	—	—	学長の任期の範囲内
	副機構長	—	—	機構長の任期の範囲内
学術情報基盤機構	機構長	—	—	学長の任期の範囲内
	副機構長	—	—	機構長の任期の範囲内
	附属図書館長	2年	再任可	引き続き4年を超えることができない
	情報基盤センター長	2年	再任可	
	旭町学術資料展示館長	2年	再任可	機構長の任期の範囲内
	附属図書館副館長	—	—	附属図書館長の任期の範囲内
経営戦略本部	IR推進室長	2	再任	学長の任期の範囲内



		年	可	
	評価センター長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
	広報センター長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
	ダイバーシティ推進室長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
	教育戦略統括室長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
国際連携推進本部	副本部長	—	—	学長の任期の範囲内
	環東アジア地域教育研究ネットワーク長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
危機管理本部	副本部長	—	—	学長の任期の範囲内
	危機管理室長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
保健管理・環境安全本部	副本部長	—	—	学長の任期の範囲内
	保健管理センター所長	2年	再任可	
	環境安全推進室長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
附属学校部	部長	2年	再任可	学長の任期の範囲内
	附属学校園統括長	2年	再任可	部長の任期の範囲内